

水質汚濁に係る環境基準等に係る環境省告示について

1 水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）の一部を改正する件（告示）について

「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について（第 2 次答申）」（平成 24 年 12 月 27 日）を踏まえ、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条に基づく環境基準について、平成 25 年 3 月 27 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 25 年 3 月環境省告示第 30 号）を告示。

<改正の概要>

公共用水域において、新たに水生生物保全環境基準の項目として、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を追加するもの。

2 河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件（平成 21 年 3 月環境庁告示第 14 号）の一部を改正する件（告示）について

「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直しについて（答申）」（平成 24 年 12 月 27 日）を踏まえ、6 月に告示予定。

<改正の概要>

利根川水系の渡良瀬川にある渡良瀬貯水池（谷中湖）及び荒川水系の荒川にある荒川貯水池（彩湖）の 2 水域について、類型指定を行うもの。

3 海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件（平成 21 年 3 月環境庁告示第 15 号）の一部を改正する件（告示）について

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第 6 次答申）」（平成 24 年 12 月 27 日）を踏まえ、6 月に告示予定。

<改正の概要>

大阪湾について、類型指定を行うもの。